

助成金申請書類作成の手引き

令和7年度
燃料電池タクシーの導入促進事業（燃料費）

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

大変お手数おかけしますが、審査業務円滑化のため、お問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階西

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc-bus-2>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9：00～17：00（12時～13時までは除く）

※「お問い合わせフォーム」については24時間受付

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目 次》

I	事業の概要	2
1	目的	4
2	助成申請時期と四半期走行距離の条件について	5
3	助成金額について	5
II	助成金を受け取るまでのスケジュール	6
III	交付申請について	7
1	不正行為について（書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給など）	7
2	対象の確認	8
3	お手元にご用意するもの（交付申請）	9
4	申請手続きについて	12
5	助成額の確定及び交付（交付要綱第8条参照）	13
IV	助成金を申請後に必要なこと	14
1	助成事業の経理（交付要綱第21条）	14
2	申請の撤回（交付要綱第10条）	14
3	債権譲渡について（交付要綱第13条）	14
4	交付決定の取消し（交付要綱第15条）	14

I 事業の概要

1 目的

燃料電池タクシーの導入促進事業（燃料費）（以下「本事業」という。）は、水素ステーションの整備に結びつく「水素需要の塊」の創出を目的に、燃料電池タクシー（ハイヤーを含む）を運行するにあたり必要となる水素燃料費の一部を助成することにより、走行距離が長い商用車両への FC 車両導入を促進させるための補助であり、法人タクシーは四半期 7,500km 以上、個人タクシー・ハイヤーは四半期 3,500km 以上の四半期走行距離*を補助要件として設定することで、タクシー・ハイヤー車両のうち、走行距離が特に長い車両を対象とした補助となっております。

● 走行距離条件がない補助金のご紹介

四半期走行距離が要件（法人タクシーは 7,500km 以上、個人タクシー・ハイヤーは 3,500km 以上）に満たないと想定されるタクシー・ハイヤー車両につきましては、R7 年度に拡充された「ZEV 補助金（燃料電池自動車等の普及促進事業）」をご利用ください。

・クール・ネット東京ホームページ

ZEV 補助金（燃料電池自動車等の普及促進事業）受付案内ページ

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>

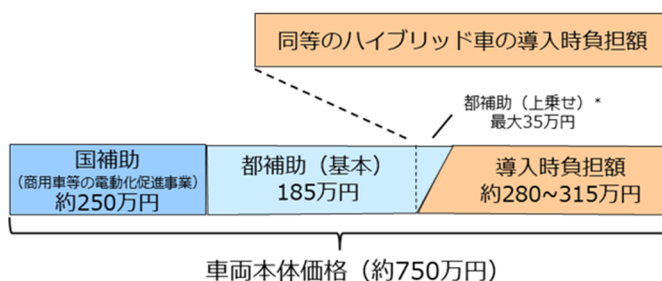


【R7 年度拡充】ZEV 補助金（走行距離の条件なし）

<拡充ポイント>

これまでに比べて、水素燃料費相当分を含めて支援額を拡充しており、導入時における負担が同等のハイブリッド車よりも少なくなります。

例) FC 車両（車両本体価格が約 750 万円）の場合（イメージ）



* 都補助（上乘せ）の条件

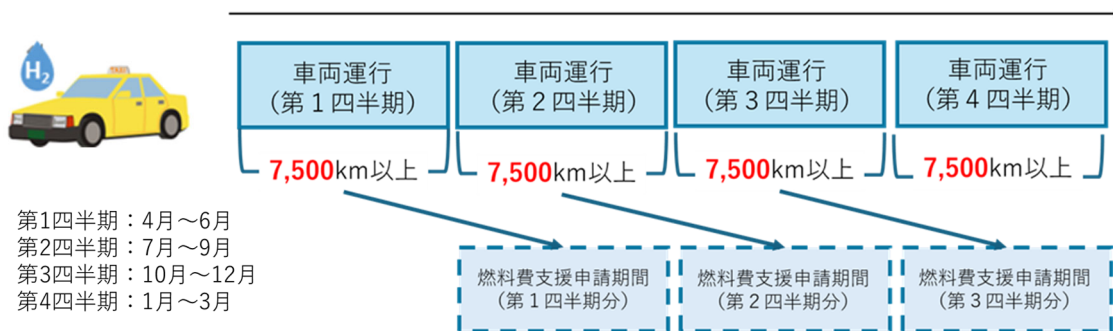
- ①再エネ 100%電力メニューの契約等 ⇒25 万円上乘せ
- ②充放電設備（V2B・V2H）導入 ⇒10 万円上乘せ

2 助成申請時期と四半期走行距離の条件について

本助成は四半期ごとに助成を行うものであり、各四半期末日から 90 日（3ヶ月）以内において事後申請を受け付けております。

この申請における条件として、各四半期における走行距離（タクシー運行に係る）を設定しており、申請対象は四半期において、法人タクシーは 7,500km 以上、個人タクシー・ハイヤーは 3,500km 以上の走行距離となる車両に限定されるのでご注意ください。

<本助成のイメージ>



- ※1 車両を導入した四半期においては、導入日（初度登録日）から対象四半期の末日の期間に応じた走行距離が申請条件となります。（詳しくは本手引き P. 7のとおり）
- ※2 個人タクシー・ハイヤーは四半期走行距離 3,500km 以上

3 助成金額について

本助成金の助成対象経費は旅客運送事業の運営に必要な水素燃料費です。

助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、水素燃料代実績（税抜）から「水素充填量実績に LP ガス相当分単価*を乗じた額」を除いた額とし、年間で 130 万円を上限とします。

$$\text{タクシー燃料費助成金額} \\ = \text{水素燃料代実績（税抜）} - \text{水素充填量実績} \times \text{LP ガス相当分単価}$$

※LP ガス相当分単価：水素 1 kg で走行できる距離に対応する LP ガス燃料代、R7 年度助成では水素 1 kg につき 1,075 円

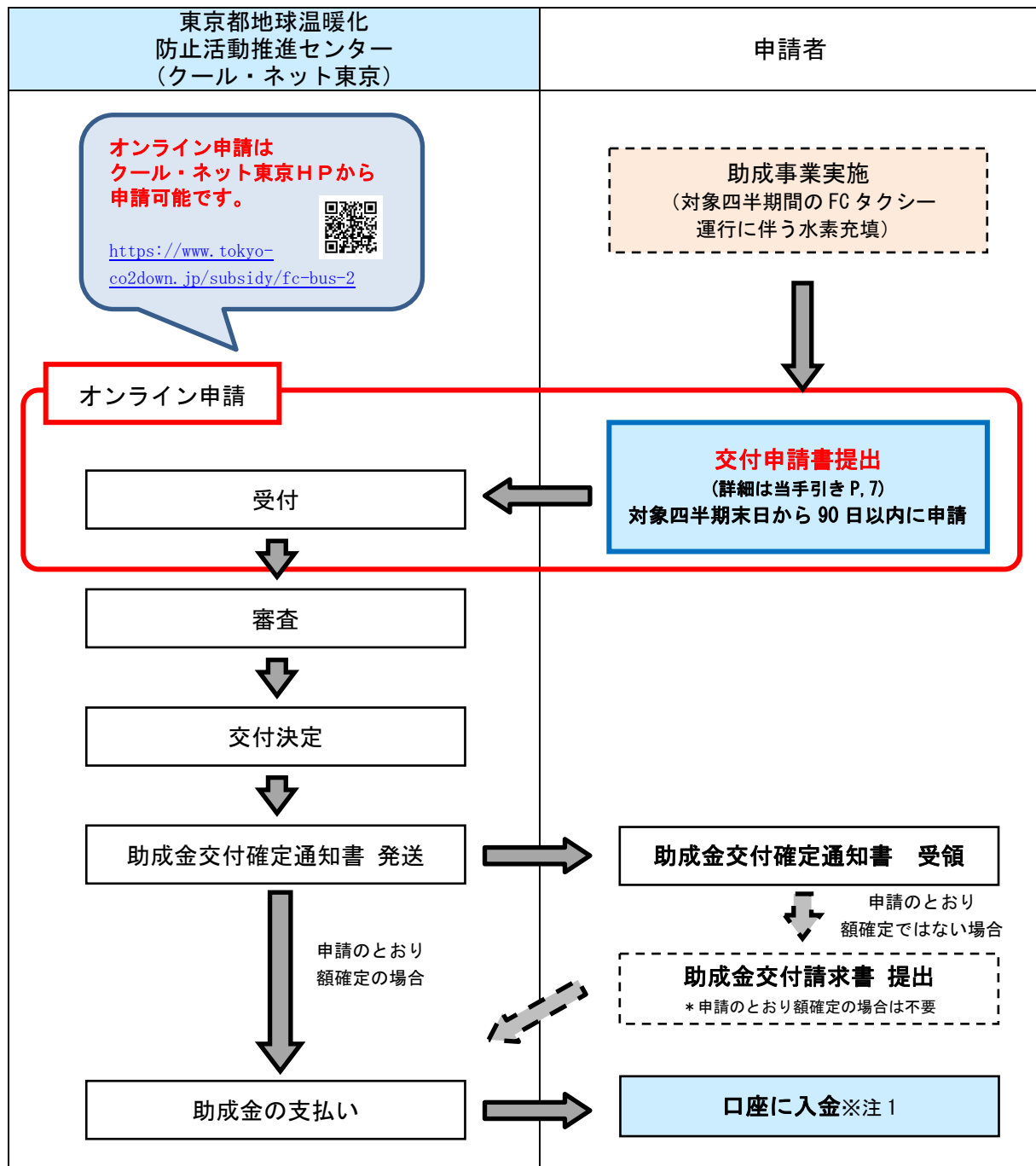
※助成金補助上限額と LP ガス相当分単価については毎年度見直し、年度ごとに定めます

※消費税及び地方消費税については助成の対象になりません。



II 助成金を受け取るまでのスケジュール

タクシー水素燃料費の助成金を受けようとする場合は、**助成対象四半期の末日より 90 日（3ヶ月）以内に交付申請書の提出**（詳しくは当手引き P.7 より）が必要となります。



※注1：書類不備等なければ受付から4ヶ月程度（審査2ヶ月 支払い2ヶ月程度）
不備等がある場合はそれ以上の時間がかかること、申請状況によっては所要時間が前後することがございます。

ペーパーレス化及び事務手続き効率化のため、オンライン申請にご協力ください。

Ⅲ 交付申請について

1 不正行為について（書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給など）

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましては、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- (1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- (2) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
- (3) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

2 対象の確認

申請者は、申請する前に以下に該当するかご確認ください。

✓	要 件
	(1) 過去に税金の滞納がない
	(2) 刑事上の処分を受けていない
	(3) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない
	(4) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である
	(5) 燃料電池タクシーに充填されている水素燃料であること ※車検証の登録内容が以下の登録を全て満たすこと。 ①燃料の種類「圧縮水素」 ②用途「乗用」 ③自家用・事業用の別「事業用」
	(6) 道路運送車両法第 60 条第 1 項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が都内にあること。
	(7) 申請する 四半期におけるタクシー運行に係る走行距離が、法人タクシーの場合は 7,500km 以上、個人タクシー・ハイヤーは 3,500km 以上 となっている
上記「✓」は該当するかご確認するものです。また、 過去に虚偽申請（提出書類の偽装など）があった者は(4)に違反します。	

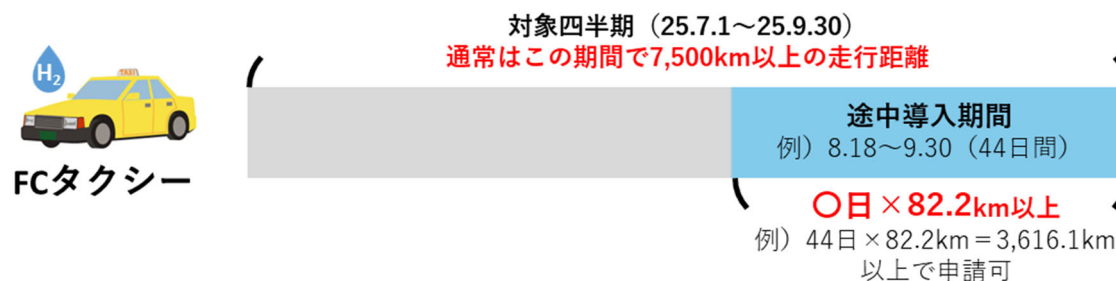
※（7）の要件について

メーター上の走行距離ではなく、タクシー業務記録上の走行距離が四半期で法人タクシーの場合は 7,500km 以上、個人タクシー・ハイヤーは 3,500km 以上である必要があります。
ただし、以下の場合においては特定の四半期の走行距離が 7,500km（または 3,500km）を下回る場合でも、助成対象となり申請が可能です。

- ・四半期の途中で車両を導入した場合で、導入日（初度登録日）から対象四半期の末日までのタクシー業務記録上の走行距離が法人タクシーの場合は 82.2km/日、個人タクシー・ハイヤーの場合は 38.3km/日を上回る場合。

→対象四半期の末日から起算して 90 日（3ヶ月）以内に申請してください。

例) 四半期途中（8月18日）に導入した法人タクシーの場合



※導入日初日も日数に含めます

※個人タクシー・ハイヤーは 38.3km/日を基に条件設定されます

3 お手元にご用意するもの（交付申請）

以下《お手元の書類一覧》の書類をお手元にご用意ください。《記載事項の詳細》については、次ページより記載しております。

不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

○申請の注意点

申請は四半期ごとに行い、各四半期の末日から 90 日（3ヶ月）以内に交付申請を行ってください。

《お手元の書類一覧》

	✓	書 類	容量
法人のみ		(1) 現在事項全部証明書（申請日時点で、発行日から3か月以内のもの）	5MB
法人のみ		(2) 法人住民税の納税証明書	5MB
個人事業者のみ		(3) 個人事業税納税証明書又は確定申告書 ※納税証明書は完納を証明した直近のものに限る	5MB
必須		(4) 一般乗用旅客運送事業または特定旅客自動車運送事業の許可書（認証証または証明願でも可）	
ハイヤーのみ		(5) 一般乗用旅客運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）の認可書	
必須		(6) 該当車両の自動車検査証	
必須		(7) 水素燃料費実績報告書 ※水素燃料費、水素充填量の実績がわかるものであれば任意様式でも可 ※申請年度内の水素充填実績を日ごとに集計していること ※水素充填したステーション名がわかること ※水素燃料費実績については、税抜き金額で表されていること	
必須		(8) 水素燃料費実績がわかる請求書・レシート・領収書等	
必須		(9) 助成対象期間の業務記録（旅客自動車運送事業運輸規定第二十五条）	
必須		(10) 振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等）	

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。 ※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

- (1) 登記事項証明書（現在(履歴)事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）

確認事項：申請者情報との突合

※申請区分が法人の場合のみ必要。

(2) 法人住民税の納税証明書

確認事項：税金の未納がないこと、直近の書類であること

※申請区分が法人の場合のみ必要。

- ・設立年度に申請する場合は、「法人設置届出書」の写しを提出
- ・非課税の場合は、令和7年分の「確定申告書B」の写しを提出

※税務署の受領印があること。e-Tax で受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

(3) 個人事業税納税証明書又は確定申告書

確認事項：税金の未納がないこと、直近の書類であること

※申請区分が個人事業主の場合のみ必要

- ・令和6年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0円）
- ・設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出
- ・非課税の場合は、令和7年分の「確定申告書B」の写しを提出

※税務署の受領印があること。e-Tax で受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

(4) 一般乗用旅客運送事業または特定旅客自動車運送事業の許可書（認可証または証明願でも可）

確認事項：事業認可を得ているか

(5) 一般乗用旅客運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）の認可書

※助成対象車両がハイヤーの場合のみ

(6) 該当車両の自動車検査証

確認事項：燃料電池駆動、所有者・使用者、使用の本拠の位置、用途、自家用事業用の別

①燃料の種類「圧縮水素」、用途「乗用」、自家用・事業用の別「事業用」であること

②申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後の車検証のみで可

※その他変更を行った場合は、初度登録時と変更後両方の車検証が必要

③使用の本拠の位置が東京都内であること

④複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れる車検証を提出すること

(7) 水素燃料費実績報告書

**確認事項：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの水素充填量、水素充填をした
ステーション名、充填金額**

※水素燃料費、水素充填量、充填日等の実績がわかるものであれば任意様式でも可

※対象四半期内の水素充填実績を日ごとに集計していること

※水素充填したステーション名がわかること

※水素燃料費実績については、税抜き金額で表されていること

- (8) 水素燃料費実績がわかる請求書・レシート・領収書等

確認事項：実績との突合

※実績報告書に記載している充填実績全てが確認できること

- (9) 助成対象期間の業務記録（旅客自動車運送事業運輸規定第二十五条）

確認事項：四半期内の走行距離との突合

※四半期内におけるタクシー運行業務全日の確認ができること

- (10) 振込先口座が確認できる書類

確認事項：申請者本人であること、振込ができること

- ・通帳見開きのコピー、キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの印刷画面等
- ・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること（定期預金口座は不可）

4 申請手続きについて

(1) 申請方法

オンライン申請（2025年4月現在です。申請しやすいよう随時更新予定です。）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc-bus-2>



① 申請ガイド⇒オンライン申請フォームについて

誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、申請してください。

② ログインについて

ログインして申請に進む



ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

OR

メールを認証して申請に進む

Graffer アカウントを作成すると 申請の一時保存ができます。

The screenshot shows the Graffer login page with the following elements and annotations:

- Googleでログイン** button: Annotated with a callout box stating: "①Google アカウントやLINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック"
- LINEでログイン** button: A green button.
- Text: "入力した情報が、GoogleまたはLINEに送信されることはありません。"
- Text: "または"
- メールアドレス 必須** field: A red-bordered input field with a red exclamation mark icon. Annotated with a callout box stating: "②既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック"
- Text: "メールアドレスを入力してください。"
- パスワード 必須** field: A red-bordered input field with a red exclamation mark icon.
- Text: "パスワードを入力してください。"
- Grafferアカウントでログイン** button: A grey button with a hand cursor pointing to it.
- Text: "パスワードをお忘れの場合 [リセット](#) することができます。"
- Text: "[Grafferアカウント規約](#) [プライバシーポリシー](#) 及び [個人情報の取り扱いについて](#)"
- Text: "上記に同意してサービスを利用する"
- Grafferアカウントを作成する** link: A blue link at the bottom with a hand cursor pointing to it. Annotated with a callout box stating: "③新規登録する場合は左テキストをクリック (登録には未登録のメールアドレスが必要です。)"

③ 申請フォームに従い、入力してください。

(2) 受付期限

各四半期末日から90日（3ヶ月）以内

※令和7年度充填実績分（第4四半期）の申請は令和8年度にて行ってください。

（令和8年6月30日までとなります。）

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

(3) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

② 1回の申請で複数台の車両を申請できます。

(4) 申請にあたっての留意事項

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- ・審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- ・複数台申請をする場合は、助成対象車両ごとの申請であるものとみなします。

5 助成額の確定及び交付（交付要綱第8条参照）

(1) 金額の確定（交付要綱第8条参照）

公社は、本助成金の交付申請を受けた場合には、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行います。交付の決定を行う場合には、交付すべき助成金の交付額の確定し、助成金交付決定通知書（第4号様式）により通知します。

(2) 助成金の交付（交付要綱第8条参照）

額の確定通知を受けて助成金額が確定された場合は、ご申請いただいた助成金交付申請をもって請求書とし、その請求日は助成金額の確定日とします。

ただし、申請いただいた金額どおりに額確定されなかった場合に、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第6号様式）を提出してください。

IV 助成金を申請後に必要なこと

1 助成事業の経理（交付要綱第 21 条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（交付要綱別表 2 及び別表 3 に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から 6 年間保存してください。

2 申請の撤回（交付要綱第 10 条）

被交付者は、第 8 条第 1 項の規定に基づく本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 7 号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

3 債権譲渡について（交付要綱第 13 条）

被交付者は、第 8 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはなりません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

4 交付決定の取消し（交付要綱第 15 条）

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。
- (2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- (4) 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
公社は第 1 項の規定による取消しをした場合、速やかに当該被交付者に通知するものとする。本助成金の返還（交付要綱第 16 条）、違約加算金（交付要綱第 17 条）、延滞金（交付要綱第 18 条）等については交付要綱をご確認ください。

燃料電池タクシーの導入促進事業（燃料費） 助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集 令和7年5月 発行
令和8年3月 編集

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 10 階

《お問い合わせ》

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきます
ようご協力お願い申し上げます。